

基本目標・基本施策の設定等について

◎ 趣旨

(仮称)「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」(以下、「新プラン」
という。)における「持続可能な開発目標」(以下、^{エスディーゼーズ}SDGs という。)への
の整合や計画全体の目標及び基本目標・基本施策の設定について協議するもの

1 プラン改定の視点

(1) SDGsへの整合

《SDGsの概要》
SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。
SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なもので日本としても積極的に取り組んでおり、本市としても「宇都宮市SDGs未来都市計画」を策定し貢献するために施策を推進している。

① 関連するSDGsのゴール

関連するSDGsのゴールを見据え、幅広い視点からプランを改定する。

【関連するSDGsのゴール】
1 貧困をなくそう
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
10 人や国の不平等をなくそう
16 平和と公正をすべての人に

② 新プランにおける計画全体の目標

「第6次宇都宮市総合計画」や「宇都宮市SDGs未来都市計画」の基本施策指標である「宇都宮市で子育てをしていきたいと思う親の割合」を新プラン全体の目標として設定する。現行プラン全体の目標としていた「合計特殊出生率」については、基本施策の目標等において引き続き指標として設定する。

現行プラン全体の目標：合計特殊出生率
↓
新プラン全体の目標：宇都宮市で子育てをしていきたいと思う親の割合

(2) 国の動き（法整備等）との整合

- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（R1.6）
 - ・ 子どもの貧困対策に関する大綱（H26.8, R2 改定予定）
 - ・ 子供・若者育成支援推進大綱（H28.2）
 - ・ 再犯の防止等の推進に関する法律（H28.12）
 - ・ 生活困窮者自立支援法（H30.6） 等
- ⇒ これらの法律等の趣旨を踏まえ、以下の視点との整合を図る。
- ・ 子どもの「将来」だけでなく、「現在」に向けた対策
 - ・ 社会との関係性（貧困・非貧困）
 - ・ 困難を有する子ども・若者やその家族の支援
 - ・ 子どもの権利の保障 等

(3) 調査結果等との整合

- ・ 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査（以下、実態調査という）」結果
 - ・ 事業者との意見交換
 - ・ 有識者からの専門的な意見（子ども・子育て会議等）
- ⇒ これらを踏まえ、以下の視点との整合を図る。
- ・ 関係性の貧困に対する支援（親への支援含む）
 - ・ 発達障がい児・医療的ケア児への支援の充実 等

2 基本理念が実現された姿（理想像）の設定（別紙1-1参照）

(1) 基本的な考え方

基本目標へ至る経緯・視点を明確化するため、改定を機に上位計画である「第6次宇都宮市総合計画」の施策や実態調査結果等を踏まえ、あるべき姿を設定した理想像を明示（新設）する。

(2) 設定までのプロセス

① 上位計画との整合（第6次宇都宮市総合計画）

第6次宇都宮市総合計画のうち、子ども・子育てに係る施策目標を分類し、整合を図る。

≪参考≫第6次宇都宮市総合計画より抜粋

I 「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて

基本施策① 全ての子ども・若者を健やかに育成する

【施策の体系】

① 子ども・若者の健全育成環境の充実

施策目標：すべての子ども・若者が、自主的・主体的に活動でき、地域の中で心身ともに健やかに育つことができる環境が整っています。

② 子どもを守り育てる支援の充実

施策目標：地域社会で見守られながら、子どもたちが夢や希望を持って安心して暮らすことができる環境が整っています。

③ 結婚の希望をかなえる支援の拡充

施策目標：若い世代が、結婚や家庭、子どもを持つ夢や希望をかなえることができる環境が整っています。

④ 安心して妊娠・出産できる環境の充実

施策目標：(子育て家庭が) 妊娠・出産に対する精神的・身体的負担などが軽減され、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。

⑤ 子育て支援の充実

施策目標：全ての子育て家庭が、様々な支援を受けながら安心して子どもを育てることができる環境が整っています。

② 実態調査結果の反映

・ 「関係性の貧困」

今回の実態調査により明らかにした「関係性の貧困」を、新プランにおいて取り組むべき課題として盛り込む。

⇒ 国の貧困対策に関する大綱において、「子どもの貧困問題の解決にあたっては、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的に講じられる必要がある。」とされたことを踏まえ、本市では「行政」も含めた地域社会全体で連携しこの課題に対応していく。

③ 視点の整理

国の動きや上位計画との整合，実態調査結果を踏まえても，現行プラン策定時に整理した基本目標の3つの視点（子ども・子育て家庭・地域）は，市民にとって分かりやすく，また，本市の子育ち・子育て分野において総合的に課題解決が図れる視点であることから，新プランにおいても踏襲することとする。

【新プランにおける視点】

- ・ 子ども・若者の視点
- ・ 子育て家庭（親・保護者）の視点
- ・ 地域・企業の視点

(3) 基本理念が実現された姿（理想像）の設定

① 子ども・若者の視点

- ・ 年齢や発達に応じて，ふさわしい環境で養育されている。
- ・ 自主的・主体的に活動し，心身ともに健やかに育っている。

② 子育て家庭（親・保護者）の視点

- ・ 結婚や家庭・子どもを持つことに夢や希望を描くことができる。
- ・ 妊娠・出産の精神的・身体的負担などが軽減され，安心して子どもを産み育てられている。

③ 地域・企業の視点

- ・ 年齢や発達の程度に応じて，子どもの権利を尊重できる社会環境が整っている。
- ・ 地域社会全体で，すべての子どもや子育て家庭が夢や希望を持って安心して暮らすことができるよう，支えあっている。

3 基本目標の設定（別紙1-1参照）

理想像を実現するための目標として、基本理念設定の考え方や実態調査結果から導かれる視点等を踏まえ、現行プランをベースとした基本目標を設定する。

基本目標Ⅰ【対象：すべての子ども・若者】

現次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現



新子どもや若者が心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

⇒ 実態調査結果等から関係性の貧困の状態を解消するためには「子どもの意欲や前向きな気持ちの高まり」を促進する支援が重要であることが明らかになったことから、望ましい子どもの状態を「夢や希望」として表現する。

基本目標Ⅱ【対象：すべての子育て家庭（親・保護者）】

現・新結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

⇒ 「結婚・妊娠・出産や子育てを望む人の希望がかなえられる」という望ましい状態が表現できていることから、新プランにおいても基本目標を継続する。

基本目標Ⅲ【対象：地域・企業】

現地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現



新地域全体ですべての子どもや若者、子育て家庭を支えあう社会の実現

⇒ 国の貧困対策に関する大綱において「支援が届かない、届きにくい子ども・家族への支援」の視点を盛り込むこととされていることに加え、SDGsでは「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げていることから「すべての」として表現する。

4 施策体系の見直し（別紙1-2参照）

(1) 基本施策の再構築

【基本的な考え方】

現行プランの施策の継続を基本とするものの、SDGsの理念や実態調査結果から見えた新たな視点等を踏まえ、基本施策の再構築を行う。

【見直しの視点】

① 継続的な視点

- ・ 健全育成環境の充実，切れ目ない支援の充実，子育て環境の充実 等

② 強化する視点

- ・ 発達障がい児・医療的ケア児への支援，関係性の貧困や引きこもりに対する支援，多子世帯支援，家庭の養育力（親力）の向上支援 等
⇒ 見えにくい，届きにくい子どもや子育て家庭を「誰一人として取り残さない」支援

《基本施策（案）》

基本目標Ⅰ

1. 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します
2. たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します
3. 個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援します

基本目標Ⅱ

4. 仕事と生活を調和する社会づくりを推進します
5. 安心して妊娠・出産できる支援を充実します
6. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します
7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します

基本目標Ⅲ

8. 家庭や地域の養育力を向上するための支援を充実します
9. 家庭に寄り添い児童虐待を防止します
10. 子どもの権利を守る環境づくりを推進します

【現行プランとの変更点（表現の変更）】

現3. 障がいのある子どもの健やかな発達を支援します

↓

新3. 個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援します

⇒ 発達障がい児や医療的ケア児など「見えにくい、届きにくい」子どもを含め、個別の配慮を必要とするすべての子どもを支援していくため「個別配慮が必要な」に変更する。

現4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」を推進します

↓

新4. 仕事と生活を調和する社会づくりを推進します

⇒ 対象に制限はないため「男性・女性」を削除し、また、「働き方改革」に偏らないよう文言の整理を行い、意図は変更せずに簡潔な目標とする。

現6. 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します

↓

新5. 安心して妊娠・出産できる支援を充実します

⇒ 体制づくりの推進ではなく、「支援」そのものの充実を図っていく必要があることから、「体制」を削除する。

現8. 家庭や地域における養育力の向上を支援します

↓

新8. 家庭や地域の養育力を向上するための支援を充実します

⇒ 関係性の貧困への対応等においては、家庭や地域における養育力の向上を図るための支援策の充実・強化を図ることから「支援を充実」とする。

(2) 施策事業の再構築

【基本的な考え方】

- ・ 現行プランの施策事業を基本としつつ、基本施策との整合を図るため、施策事業を再構築する。
- ・ 関係性の貧困に対する支援等については新たな視点として、新規で施策事業を追加する。

【貧困対策に係る事業の取り扱い】

- ・ 新プランの施策事業を再構築した上で、子どもの貧困対策に係る施策事業を抽出し重点事業やリーディングプロジェクト等として取り扱うこととする。

⇒ 基本施策にぶら下がる「施策の方向」の表現や「施策事業」については、現段階では現行プランをベースとしているが、今後、国等の動向や関係各課との調整を踏まえ、新プランの素案を提示するタイミングで改めてお示しする。

5 今後のスケジュール

令和元年 12月	下旬	第4回子ども・子育て会議 (目標指標、新プラン(素案)等について)
2年	3月 中旬	第5回子ども・子育て会議 (パブリックコメント等について)